

(請求人) 様

名古屋市監査委員 小 林 史 郎
同 大 橋 正 明

名古屋市職員措置請求について（通知）

令和 8年 7月15日に提出された 8監管第39号の名古屋市職員措置請求（以下「請求A」という。）、8監管第40号の名古屋市職員措置請求（以下「請求B」という。）、8監管第41号の名古屋市職員措置請求（以下「請求C」という。）及び 8監管第42号の名古屋市職員措置請求（以下「請求D」という。）について、下記のとおり決定しましたので通知します。

なお、田辺雄一委員及び浅井正仁委員は、地方自治法第 199条の 2の規定により除斥となりました。

記

1 結 論

請求A、請求B、請求C及び請求Dは、地方自治法第 242条第 1項の請求要件を欠いており、これを却下する。

2 理 由

令和 7年度の政務活動費に関して、請求Aは収支報告書に利息の記載がないことについて、請求Bは手土産代に充てられていることについて、請求Cは収支報告書における人件費の支払先が分からないことについて、請求Dは政党新聞等の購読料に充てられていることについて、それぞれ地方自治法第 2条第14項に違反すると主張して、返還等を求めるものである。

ところで、地方自治法に規定されている職員措置請求（以下「住民監査請求」という。）は、地方公共団体の執行機関又は職員による違法又は不当な財務会計行為又は怠る事実（以下「財務会計行為等」という。）によって、地方公共団体に損害が発生した場合、あるいは発生するおそれがある場合に、住民が地方公共団体の損害を補填するための措置又は当該行為を防止する等の措置を請求するこ

とができる制度である。

住民監査請求が適法なものとして受理されるためには、地方公共団体の執行機関又は職員による個別具体的に特定された財務会計行為等の違法性又は不当性を具体的に摘示し、その事実を証する書面を添付しなければならないとされている。

請求A、請求B、請求C及び請求Dにおいて、請求人は、地方自治法第2条第14項に違反していると主張しているのみで、財務会計行為等の違法性又は不当性を具体的に摘示しているとは言えない。

よって、請求A、請求B、請求C及び請求Dは、地方自治法第242条に規定する住民監査請求の対象とはならない。

(監査事務局管理課)